

所得確認のための提出書類一覧表

マイナンバーを利用することで、原則、市町村役場等での書類取得手続きが不要となりますが、マイナンバーカード等の所有状況によっては手続きが必要になる場合や提出書類が複雑になる場合がありますので、メリット・デメリットを確認のうえ、負担の少ない方法で提出してください。

提出区分						提出書類	メリット・デメリット		
							役場等での取得手続き (必要な場合は手数料がかかる)	提出書類の数	
マイナンバーを利用する場合	マイナンバーカードの所有状況	持っている		写真付き身元確認書類の所有状況	持っている	①貼付台紙 ②マイナンバーカードの写し(両面)	不要	1種類 + 貼付台紙	
		持っていない	使用可能な通知カードの所有状況		持っている	持っている	①貼付台紙 ②通知カードの写し ③写真付き身元確認書類の写し	不要	2種類 + 貼付台紙
					持っていない	持っていない	①貼付台紙 ②通知カードの写し ③写真なし身元確認書類の写し(2種類)	原則不要 (③で必要になる場合あり)	3種類 + 貼付台紙
			持っていない		持っている	持っている	①貼付台紙 ②マイナンバーが記載された住民票 ③写真付き身元確認書類の写し	必要(②)	2種類 + 貼付台紙
					持っていない	持っていない	①貼付台紙 ②マイナンバーが記載された住民票 ③写真なし身元確認書類の写し(2種類)	必要(②)	3種類 + 貼付台紙
マイナンバーを利用しない場合						①下記のうちいずれか1つ(裏面参照) ア 課税証明書(写し可) イ 特別徴収税額の決定通知書の写し ウ 住民税納税通知書の写し	左記書類があれば不要 (ない場合は必要(ア))	1種類	

※マイナンバーを利用する場合は、貼付台紙に貼り付けて提出してください。(住民票等大きくて貼り付けられないものは貼り付け不要)

【マイナンバーカード】

※両面の写しを提出



【通知カード】

※記載内容に変更がない場合のみ使用可能
※変更手続きしている場合は裏面の写しも提出



【写真付き身元確認書類】

- 下記のうちいずれか1つの写し
- ア 運転免許証(運転経歴証明書)
 - イ パスポート
 - ウ 療育手帳
 - エ 身体障害者手帳
 - オ 在留カード 等

【写真なし身元確認書類】

- 下記のうちいずれか2つの写し
- ア 健康保険証(被保険者記号・番号を黒く塗りつぶすこと)
 - イ 住民票
 - ウ 児童扶養手当証書
 - エ 生活保護受給証明書
 - オ 生徒手帳(公立に限る)
 - カ 後期高齢者医療被保険者証
 - キ 医療費受給者証
 - ク 年金手帳(基礎年金番号通知書) 等

